

Welcome to SATOSHO !

里庄町転入ガイドブック

第4版



里 庄 町

ようこそ里庄町へ

里庄町では、「子どもの元気な声が響き みんなの笑顔があふれるまち」を目指して、子育て支援、高齢者福祉の充実、教育の振興、生活環境の整備、町民の健康づくり等に力を注いでいます。

この「里庄町転入ガイドブック」は転入された方やこれから転入をお考えの方に里庄町のことを知っていただくために作成いたしましたのでご活用ください。

ご不明の点は、お気軽にお尋ねください。



里庄町長 加藤 泰久

目 次

里庄町の位置・概要	1
業務時間（開庁日）	4
防災	5
届出・証明	6
パスポート・斎場	13
マイナンバーカード	14
国民年金	15
国民健康保険	17
後期高齢者医療	19
公費医療	20
介護保険	21
障がいのある方	23
各種健診・検診	24
児童手当・児童扶養手当	25
保育所	27
幼稚園・小学校・中学校	29
ごみ・リサイクル・飼い犬・町営墓地	32
上水道・下水道・浄化槽・し尿	36
その他の手続き	39
里庄町の主な施設	40
町内の医療機関	42
里庄町役場お問合せ先一覧（直通電話番号）	43

里庄町の位置・概要

里庄町は、岡山県の西南部に位置する町です。

瀬戸内海地方特有の温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、四季折々に町を彩る花々が、訪れる人の心を和ませています。

教育、文化の振興に積極的に取り組み、町内には図書館や文化ホールといった県下でも有数の施設が整っています。

JR 山陽本線や国道2号も町の中心を通り、山陽自動車道の鴨方・笠岡インターチェンジも近く、県内外からのアクセスも良好です。

■基本データ (H27 国勢調査)

人口：10,929 人
世帯：4,027 世帯
面積：12.23km²



町の年間行事（主なもの）

- 8月 夏まつり里庄
- 9月 厚生体育大会（町民運動会）
- 11月 産業文化祭
- 2月 健康まつり
ふれあいマラソン大会

■里庄町のイメージキャラクター「里ちゃん」



プロフィール

町制施行 50 周年を記念して、平成 12 年 6 月号の広報紙でキャラクターマークと愛称が募集されました。

キャラクターマークは、里庄町の「S」の文字と、つばきの花を表現したもので、緑豊かで心ふれあう町の人々の笑顔や未来に向けて歩く様子が明るく、楽しく表現されています。

↓ 子どもたちにも大人気！



※里ちゃんの活動の様子や今後の活動予定は町ホームページで公開中！

■里庄まこもたけキャラクター「まこりん」



プロフィール

まこりんは、里庄中学校 2 年生が技術家庭科の授業でまこもたけ栽培体験を行い、考えてくれたデザインをもとに生まれました。名前は、公募の結果、「まこりん」に決まりました。

まこりんは、里庄町の特産品「まこもたけ」の妖精です。里庄町の木「つばき」の葉っぱを食べすぎて、手と足がつばきの葉っぱと花になりました。

※まこりんの活動の様子や今後の活動予定は町ホームページで公開中！



↑ 里庄まこもたけの普及活動に活躍中です！

■里庄町出身の偉人 ～原子物理学の父 仁科芳雄博士～

仁科芳雄博士は、明治 23 年 12 月 6 日里庄町に生まれ、東京帝国大学工学部電気工学科を卒業し、理化学研究所に入り、東京大学大学院に進学しました。大正 10 年からヨーロッパに 7 年留学し、デンマークではノーベル賞受賞者で量子論の創始者、ニールス・ボーア博士の指導を受け、有名な「クライン・仁科」の公式を完成させて世界的にも有名になりました。

その後はノーベル賞受賞者である湯川秀樹博士、朝永振一郎博士ら後進の指導に心血をそそぎ、昭和 19 年には 200t サイクロトロンを完成しました。

昭和 26 年 1 月 10 日、60 歳で永眠されました。



■里庄町指定文化財

江戸中末期の庄屋建築様式を踏襲した仁科芳雄博士生家をはじめ、高岡神社に奉納されている絵馬や、宮地八幡神社に奉納されている大原焼製狛犬一対、大原地区に約 400 年前から伝わる大原踊り、天満神社飛地に自生している推定樹齢 340 年以上のカゴノキが町の歴史を語り継ぐ重要な財産として町の文化財に指定されています。

また、令和元年には、江戸時代に浜中新田を干拓した平井祐仙とその一族の銘がある海月庵の宝篋印塔（ほうきょういんとう）が指定されました。



仁科芳雄博士生家



絵馬（高岡神社）



狛犬（宮地八幡神社）



宝篋印塔（海月庵）



大原踊り



カゴノキ（天満神社飛地）

■里庄町の特産品

●里庄まこもたけ

里庄町では、荒れた水田（耕作放棄地）を減らすために、平成 21 年度から、まこもたけ栽培実証実験を行い、平成 23 年度から生産者による本格的な栽培を始めました。

町では、“里庄まこもたけ”の知名度向上と特産品化を目指して様々な取組を行っています。



ま・こ・も・た・け？

まこもたけは、イネ科の多年草「マコモ」の茎に黒穂菌がついてタケノコのように肥大化した部分です。アクやクセがなく、シャキシャキとした食感が特徴で、中華料理では高級食材として使われています。和洋中とどんな料理にも合います。

収穫時期は 9 月下旬から 11 月上旬です。

◆里庄まこもたけひろめ隊

里庄まこもたけの応援団です。（あくまで自発的活動です。）

里庄まこもたけを「食べる」、友人知人に「紹介する」、農作業を「体験する」に参加してみませんか？



問合せ先

企画商工課 Tel0865-64-3114、農林建設課 Tel0865-64-7215

●大原焼

大原焼の歴史は奈良時代に遡るといわれています。庶民の日用品であった焙烙（ほうろく）や、漁具として使われた櫛壺（はぜつぼ）で全国的にも知られた大原焼は、二度火に強い特徴を生かし道安風呂や茶釜などを製作し茶道愛好者や焼物愛好者を魅了しています。



●地酒・甘酒（磯千鳥酒造）

創業は江戸中期。酒名の由来とされているのは、その昔このあたりの海は千鳥が飛んでいる風光明媚な所であったため、そこから磯千鳥と命名したといわれています。

口当たりは甘すぎず、辛すぎず、やわらかい地酒に仕上がっています。最近では、米麴を使ったアルコールゼロの甘酒も造っており、昔ながらの、懐かしい味わいが楽しめます。

磯千鳥酒造(株)

Tel0865-64-3456

<https://www.isochidori.co.jp>



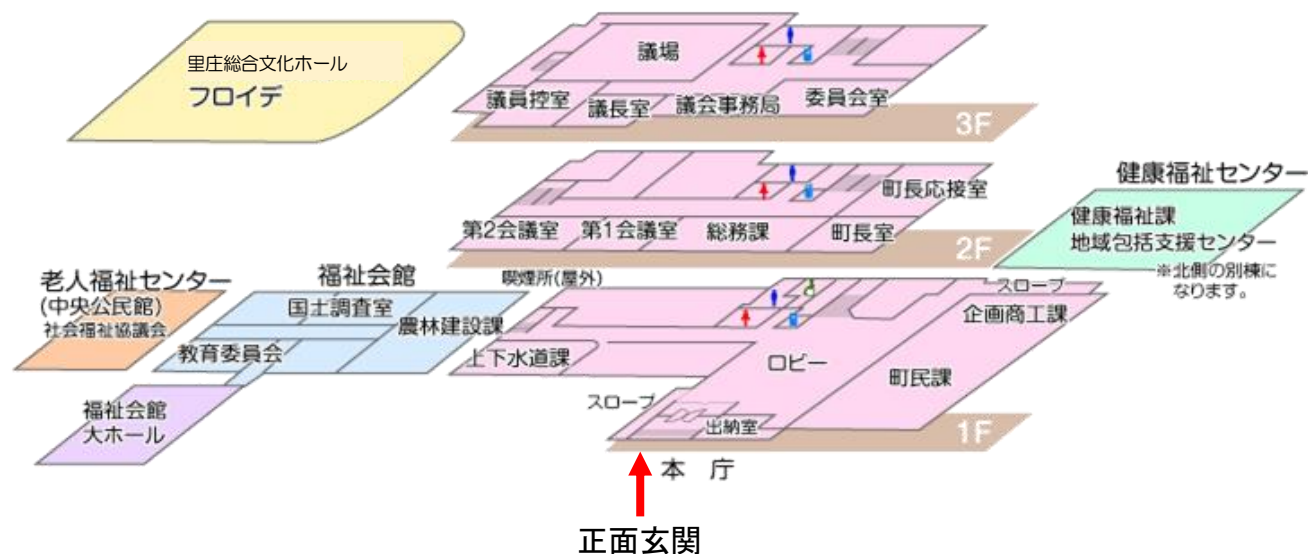
業務時間（開庁日）

窓口業務時間(開庁日)は、月～金曜日の8:30から17:15までです。(土・日・祝日、年末年始(12/29～1/3)は閉庁となります。)

※死亡届等の戸籍届出については、業務時間外でも受け付けます。(宿日直員が対応)



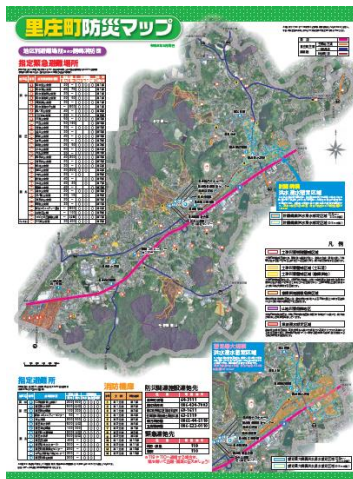
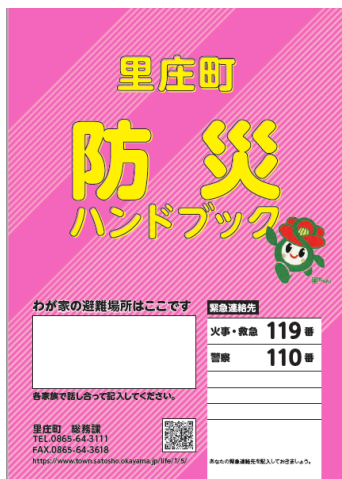
■庁舎等フロアマップ



防災

里庄町では、いざという時のために防災マップを作成しています。（町ホームページからもダウンロードできます。）転入手続きの際に防災ハンドブックとともに配布しています。

日常から、避難場所などを確認しておき、災害に備えましょう。



問合せ先：総務課 TEL0865-64-3111

■災害情報伝達手段整備事業

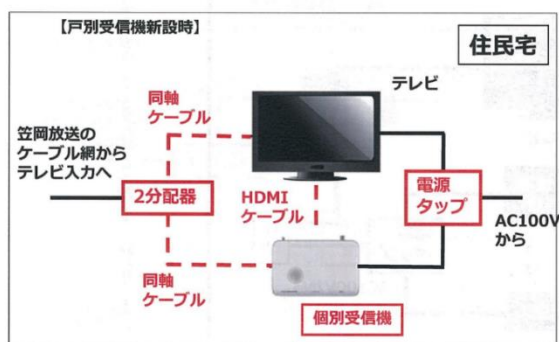
里庄町では、すべてのご家庭に避難情報などの緊急情報を伝達するための「戸別受信機」を設置しています。

設置及び通信費などの費用は、すべて無料です。転入時にお渡ししている回答書と同意書を総務課まで送付してください。

また、スマートフォンの専用アプリも無料で導入していただくことが可能です。

皆様、戸別受信機の設置及びスマートフォンの専用アプリの導入をお願いします。

（個別受信機）



スマートフォンの専用アプリは、次の方法で導入することが可能です。

- 1 右のQRコードを読み取り、手続きをする。
- 2 App Store または Play ストアで「里庄町 防災サポ」で検索して、ダウンロードしてください。

問合せ先：総務課 TEL0865-64-3111



iPhone用 Android用

① 住民登録【窓口：町民課（住民担当）】

里庄町に住んでいることを届け出ることで、里庄町の住民基本台帳に記録され、里庄町民となります。

(1) 転入届（他の市区町村 → 里庄町）

代理人が手続きする場合は、委任状が必要です。

●持参物

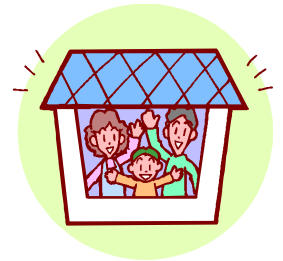
- ・印鑑（認印）
- ・転出証明書（前住所地で交付）、住民基本台帳カード又はマイナンバーカード
- ・本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）
- ・国民年金手帳（加入者のみ）
- ・介護保険受給資格証明書（前住所地で認定済の方のみ）
- ・後期高齢者医療負担区分証明書（該当の方のみ）
- ・在留カード等（外国人の方のみ）

●届出期間

里庄町へ転入した日から 14 日以内

●その他の手続き（対象の方へ案内）

- ・児童手当の申請（健康福祉課）
- ・小児医療費受給資格者証の交付申請（健康福祉課）
- ・母子健康ガイド未使用受診券の交換手続き（健康福祉課）
 （妊娠中または 1 歳未満のお子様の保護者で未使用受診券の交換が必要な方）
- ・小学校、中学校、幼稚園の転入学（園）手続き（教育委員会）



(2) 転出届（里庄町 → 他の市区町村）

代理人が手続きする場合は、委任状が必要です。

●持参物

- ・印鑑（認印）
- ・本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）
- ・印鑑登録証（お持ちの方のみ）
- ・国民健康保険被保険者証（加入者のみ）
- ・介護保険被保険者証（お持ちの方のみ）
- ・後期高齢者医療被保険者証（お持ちの方のみ）
- ・小児医療費受給資格者証（お持ちの方のみ）

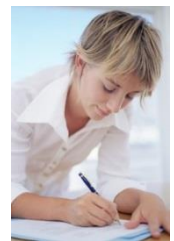
※転出手続きが完了した時点で、転出証明書を交付しますので、その証明書を持って、転入先の市区町村で転入手続きを行ってください。（住民基本台帳カード又はマイナンバーカードをお持ちの方には転出証明書の交付はありません。）

●届出期間

引っ越す前に手続きをしてください。

●その他の手続き（対象の方へ案内）

- ・児童手当の消滅届（健康福祉課）
- ・小児医療費受給資格者証の喪失届（健康福祉課）
- ・小学校、中学校、幼稚園の転校（園）手続き（教育委員会）



(3) 転居届（里庄町内の住所異動）

代理人が手続きする場合は、委任状が必要です。

●持参物

- ・印鑑（認印）
- ・本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）
- ・国民健康保険被保険者証（加入者のみ）
- ・国民年金手帳（加入者のみ）
- ・介護保険被保険者証（お持ちの方のみ）
- ・後期高齢者医療被保険者証（お持ちの方のみ）
- ・小児医療費受給資格者証（お持ちの方のみ）
- ・在留カード等（外国人の方のみ）
- ・マイナンバーカード

●届出期間

引っ越した日から 14 日以内

●その他の手続き（対象の方へ案内）

- ・小児医療費受給資格者証の変更届（健康福祉課）
- ・小学校、中学校、幼稚園の転入学（園）手続き（教育委員会）
（学区が変わる場合）



(4) その他の住民異動届

世帯主変更、世帯分離、世帯合併、世帯構成変更の届があります。

■住民票の写しの交付申請（請求）

本人または同一世帯の方が、交付申請書に記入の上、町民課で取得することができます。
代理人による申請の場合は、委任状が必要です。

第三者からの請求の場合は、具体的な請求理由の記載が必要です。請求理由がプライバシーの侵害などにつながる場合は、交付をお断りする場合があります。

※通常は1枚に5人まで連記できる「世帯票」での交付となりますが、変更の履歴や除票となった方の住民票が必要な場合は、1枚に1人が記載される「個人票」を請求してください。

■交付手数料

住民票（世帯票）1通：200円

住民票（個人票）1通（1枚に1人記載）：200円



問合せ先：町民課（住民担当） TEL0865-64-3112

健康福祉課 TEL0865-64-7211（児童手当、小児医療費、介護保険関係）

教育委員会事務局 TEL0865-64-7212（小・中学校・幼稚園関係）

② 戸籍の届出【窓口：町民課（住民担当）】



届出の際には、窓口に来られた方の本人確認を運転免許証やパスポート等でさせていただきます。（土・日・祝日・年末年始・業務時間外を除く。）

なお、土・日・祝日・業務時間外は宿日直員で受付し、お預かりします。

審査は翌開庁日となります。審査後、届出人の方に連絡させていただく場合があります。

※届出前に記入内容等についてご相談ください。

■戸籍に関する主な届出

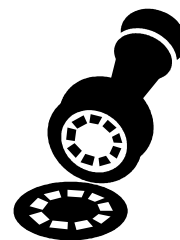
内 容		届出期間	届出する人	届出地	必要なもの
出生届		子が生まれた日から14日以内（生まれた日を1日目として起算）	子の父または母	生まれたところ、本籍地または届出人の住所地・一時滞在地のうち、いずれかの市区町村役場	- 出生届（医師等の証明が必要） - 印鑑（届出人） - 母子手帳
死亡届		死亡した事実を知った日から7日以内	①同居の親族・同居していない親族 ②同居者・家主・地主・家屋管理人など（届出前に相談が必要）	死亡したところ、死亡者の本籍地または届出人の住所地・一時滞在地のうち、いずれかの市区町村役場	- 死亡届（医師の診断書が必要） - 印鑑（届出人及び喪主） ※届書受付の際に、火葬場（斎場）の使用手続きも併せて行います。
婚姻届		届け出た日から効力を生ずる	夫及び妻になれる方	届出人の本籍地または住所地・一時滞在地のうち、いずれかの市区町村役場	- 婚姻届 - 印鑑（夫及び妻） - 父母の同意書（未成年の場合） ※本籍地以外の市区町村に届出するときは戸籍謄本が必要
離婚届	協議離婚	届け出た日から効力を生ずる	夫及び妻	届出人の本籍地または住所地・一時滞在地のうち、いずれかの市区町村役場	- 離婚届 - 印鑑（夫及び妻） - 裁判離婚の場合は、調停調書、審判書謄本等の裁判所からの書類 ※本籍地以外の市区町村に届出するときは戸籍謄本が必要
	裁判離婚	調停・和解等の成立日または審判・判決確定日から10日以内	申立人（期間内に届出をしないときは、相手方も届出可能）		

※このほか、養子縁組届、養子離縁届、転籍届、入籍届、認知届などがあります。

※不受理の申出（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁、認知）については、事前にご相談ください。

問合せ先：町民課（住民担当） TEL0865-64-3112

③ 印鑑登録、印鑑登録証明書の交付【窓口：町民課（住民担当）】



■印鑑登録の申請

(1) 登録申請窓口
町民課

(2) 印鑑登録できる方
里庄町に住民登録している 15 歳以上の方

(3) 登録できる印鑑

- ・住民基本台帳に記録されている「氏名」、「氏」、「名」（外国人住民の場合は「通称」でも可）で表されているもの
- ・一辺の長さが 8mm 以上 25 mm 以下の正方形に収まるもの
- ・変形、き損しやすいものでないこと（スタンプ印、ゴム印は不可）
- ・同じ印鑑を他の方が登録していないこと

(4) 登録申請の際に必要なもの

- ・登録する印鑑
- ・印鑑登録申請書（窓口にあります。）
- ・運転免許証などの顔写真の貼付された官公署発行の本人確認書類
- ・代理権通知書（代理人による申請の場合に必要です。）
- ・代理人の印鑑（代理人による申請の場合に必要です。）



(5) 印鑑登録申請の手順

●本人による申請の場合

- ① 窓口で申請手続き。
- ② 照会（回答）書が住民登録している住所地へ送付されます。
- ③ 回答書に必要事項を自署・押印の上、申請期限内に再度窓口へ申請。
- ④ 登録完了。印鑑登録証（カード）を交付。

※ただし、次のいずれかに該当する方は、上記②・③の手順を省略して、即日印鑑登録が完了し、印鑑登録証（カード）の交付が可能です。

- ◆官公署発行の顔写真付き証明書（運転免許証など）で本人確認ができた方
- ◆里庄町に印鑑登録している方から、登録した印鑑で保証書を得た方

●代理人による申請の場合

やむを得ない理由により、自ら申請することができないときは、委任の旨を証する書面（代理権通知書）を添えて代理人による申請ができます。

代理人による申請の場合は、照会書にて本人の意思確認を行うため、即日の登録はできません。

- ① （代理人が）窓口で申請手続き。
- ② 照会（回答）書が住民登録している住所地へ送付されます。
- ③ （本人が）回答書に必要事項を自署・押印の上、（代理人が）申請期限内に再度窓口へ申請。
- ④ 登録完了。印鑑登録証（カード）を（代理人に）交付。

■印鑑登録証を紛失したとき

印鑑登録証を紛失したときは、印鑑登録証亡失届の提出が必要となります。なお、印鑑登録証がないと印鑑登録証明書の交付は一切できませんので、現在の印鑑登録を廃止して、新たに再登録する必要があります。（印鑑登録証の番号が変わります。）

■印鑑登録を廃止するとき

次の場合は、印鑑登録を廃止する手続き（印鑑登録廃止申請書）が必要です。

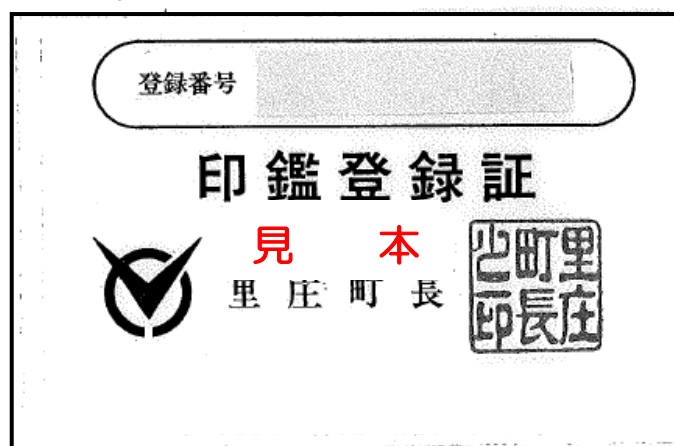
- ・印鑑登録が不要になったとき
- ・登録している印鑑を紛失したとき

■印鑑登録証明書の請求

印鑑登録証明書が必要な場合は、窓口で印鑑登録証明書交付申請書に記入の上、交付を申請してください。

●持参物

- ・印鑑登録証（カード）
 - ・本人確認書類（運転免許証など）
 - ・代理人の本人確認書類（代理人申請）
- ※印鑑登録証（カード）がない場合は、証明書の交付は一切できません。



※印鑑登録証（カード）

■交付手数料

1 通につき 200 円

問合せ先：町民課（住民担当） Tel0865-64-3112

窓口での本人確認について

お願い

住民票等の第三者による不正な取得や、住民異動等の虚偽の届出などが全国的に多発しており、里庄町でも皆さんの大切な個人情報を守るため、平成 17 年 10 月から町民課窓口に手続きに来られた方の本人確認を実施しています。

手続きの際には、本人確認できる書類として、次の①～③のいずれかの書類を提示してください。また、代理人の場合も同様に本人確認できる書類と委任状等の代理権を確認できる書類を提示してください。

本人確認書類

- ① 官公署が発行した顔写真付きの証明書類…運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等
- ② 健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書 等
- ③ 民間機関等が発行した顔写真付きの証明書類…社員証、学生証 等
- ④ その他書類で確認できない場合…本人確認票に記入していただきます。

（注）戸籍証明については、①がない場合は②から 2 点または②及び③から各 1 点の書類が必要です。以上がない場合は本人確認票に記入していただきます。

④ 各種税証明【窓口：町民課（税務担当）】

■申請できる方

- ・本人または同一世帯の方
- ・委任されていることを証明することができる書類を持参している代理人

■申請時に必要なもの

- (1) 本人が申請する場合
本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）
- (2) 代理人が申請する場合
委任状、申請者（代理人）の本人確認書類
- (3) 相続人が申請する場合
相続人を確認できる書類（戸籍謄本など）、申請者（相続人）の本人確認書類
- (4) 法人で申請する場合
代表者印または委任状（代表者印の押印があるもの）、申請者の本人確認書類
- (5) 銀行などで納税した直後に納税証明を申請する場合
上記のほかに、領収証書を持参してください。



■各種証明書及び交付手数料

証 明 の 種 類		手数料／1 通
1	所得・課税（非課税）証明書	200 円
2	納税証明書	200 円
	軽自動車の車検用納税証明書（車検証の写し等が必要）	無料
3	固定資産評価証明書（土地・家屋）	200 円
4	固定資産公課証明書（土地・家屋）	200 円
5	《閲覧》土地台帳、家屋台帳、名寄帳	100 円
6	住宅用家屋証明書（租税特別措置法施行令第 41 条、第 42 条）	800 円

里庄町納税カレンダー

町税（料）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
軽自動車税			全期										
町県民税	普通徴収			1期		2期		3期			4期		
	特別徴収（給与）	毎月の給与から天引き											
	特別徴収（年金）	偶数月支給の年金から天引き											
固定資産税		1期			2期					3期		4期	
国民健康保険税	普通徴収				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
	特別徴収（年金）	偶数月支給の年金から天引き											
介護保険料	普通徴収				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
	特別徴収（年金）	偶数月支給の年金から天引き											
後期高齢者医療保険料	普通徴収				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
	特別徴収（年金）	偶数月支給の年金から天引き											

※納期限は原則として各納期の月末ですが、月末が金融機関休業日の場合は、休業日の翌営業日が納期限となります。ただし、12月に限り、「25日」が納期限となります。（25日が休業日の場合は、翌営業日となります。）

※原則第3木曜日は午後8時まで夜間納税窓口を開設しています。ご利用ください。

問合せ先：町民課（税務担当） TEL0865-64-3113

証明書の電話予約・夜間交付サービス

通常、住民票の写しや印鑑登録証明書、税証明などの証明書類は、役場開庁時間（平日の8:30から17:15まで）に窓口での申請・交付となっていますが、利便性向上のため、毎週月～金曜日（役場閉庁日を除く。）の8:30から17:00までの間に電話で予約をしていただくことにより、当日分に限り、証明書類を20:00まで役場窓口にて受け取ることができます。

なお、予約の電話は受取に来る方がしてください。受取人本人または同一世帯の方の証明書を受け取ることができます。

■電話予約できる証明書

住民票、印鑑登録証明書、所得証明書、課税証明書、固定資産評価（公課）証明書、納税証明書

■電話予約できる方

受取に来る方（本人または同一世帯の方に限ります。）

■電話予約サービスの流れ

- ① 来庁当日の8:30から17:00までの間（平日）に、町民課へ証明書を取りに来る方が電話して、誰が、誰の、どんな証明書を何通、いつごろ取りに来るかを伝えてください。（印鑑登録証明書の場合は、印鑑登録証の番号も必要です。）
- ② 来庁して交付申請書に記入し、本人確認書類による確認後、証明書を受け取り、交付手数料を支払ってください。

■受取時に必要なもの

証明書類	交付手数料	本人が 受け取る場合	同一世帯の方が 受け取る場合	予約・問合せ 先
住民票	200円/通	本人確認書類	代理人の本人確認書類	町民課 （住民担当） Tel64-3112
印鑑登録 証明書	200円/通	印鑑登録証 本人確認書類	本人の印鑑登録証、 代理人の本人確認 書類	
所得証明書 課税証明書 固定資産評価 証明書 納税証明書	200円/通	本人確認書類	代理人の本人確認 書類（町外在住の 方は、同一世帯で あることが証明で きるもの）	町民課 （税務担当） Tel64-3113

※本人確認書類：運転免許証、パスポート、健康保険証などの書類で、氏名、生年月日、住所などが確認できるもの（P.10 参照）

予約先・問合せ先

町民課（住民担当） Tel0865-64-3112（住民票、印鑑登録証明書）
町民課（税務担当） Tel0865-64-3113（税証明書）

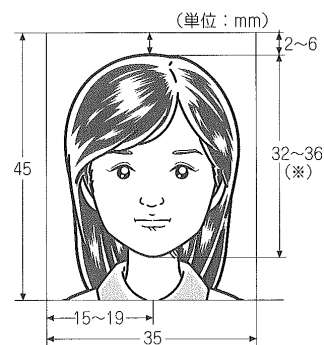
パスポート

パスポートの申請・交付は、町民課（住民担当）窓口で行っています。
なお、パスポートの住所変更については届出の必要はありません。



■申請に必要なもの

- ・一般旅券発給申請書 1通（町民課窓口にあります。）
※5年用、10年用があります。（未成年の方は5年用のみ）
- ・戸籍謄本または抄本 1通（発行日から6か月以内のもの）
※有効期限内のパスポートをお持ちの場合は、戸籍謄抄本は省略できます。
- ・写真 1枚
正面向き、無帽、無背景、縁なし、影なしで6か月以内に撮影されたもの（カラー・白黒のどちらでも可）
- ・本人確認書類（運転免許証など）
- ・パスポート（現在お持ちの方のみ）※期限切れでもお持ちください。



※顔の寸法は、頭頂からあごまでです。

■受付時間

月～金曜日 8:30 から 17:00 まで（祝日、年末年始を除く。）

■手数料（パスポート交付時に必要）

区分	収入印紙	県収入証紙	合計
10年用	14,000 円	2,000 円	16,000 円
5年用	9,000 円	2,000 円	11,000 円
申請時 12 歳未満	4,000 円	2,000 円	6,000 円
変更	4,000 円	2,000 円	6,000 円

■申請から交付までの期間

土・日・祝日を除いて8日間必要です。

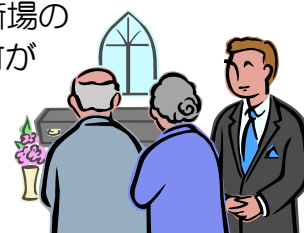
※16 時以降に申請を受理した場合は、土・日・祝日を除いて9日間必要です。

問合せ先：町民課（住民担当） Tel0865-64-3112

斎場

近隣3市2町共同で井笠広域斎場（笠岡市走出 3057-45）を運営しています。

死亡届を受け付けた際に、火葬許可証・斎場使用許可証（井笠広域斎場の場合）を交付します。なお、死亡者が里庄町に住所を有する場合は、町が火葬場使用料（火葬炉使用料）を補助します。（待合室や霊安室使用の場合またはペットの火葬の場合は使用料が必要となります。）



問合せ先：町民課（住民担当） Tel0865-64-3112
井笠広域斎場 Tel0865-65-1428

マイナンバーカード

マイナンバーカード（個人番号カード）は、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）と顔写真が記載されています。マイナンバーカードを取得すると、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、電子証明書を搭載した場合は、e-Tax（イータックス）等の電子申請などに利用することができます。

■申請できる方

本人または法定代理人（15歳未満の方は法定代理人）

■申請から交付まで

- ① 申請（郵送またはオンライン申請）
- ② 役場からご自宅あてに「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書」を郵送

※申請から約1か月後になります。

- ③ 次のものを持参して、町民課窓口にて受取（必ずご本人がお越しください。）
 - ・個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書
 - ・印鑑
 - ・本人確認書類
 - ・通知カード

- ④ 受取の際に、暗証番号を設定

※生年月日や電話番号などの他者に類推されやすいものは避けてください。



■申請に必要なもの

- ・申請書（通知カードの下側）
- ・印鑑
- ・パスポートサイズ（縦 4.5 cm×横 3.5 cm）の写真1枚
※正面向き（肩口まで写っているもの）、無帽、無背景、縁なし、影なしで6か月以内に撮影されたもの。
※役場でオンライン申請することもできます。

■有効期間

20歳以上の方は、カードが発行されてから10回目の誕生日まで
20歳未満の方は、カードが発行されてから5回目の誕生日まで
（永住者及び特別永住者以外の外国人の方は異なります。）



■各種届出

紛失・再交付、転居や氏名変更等があった場合は、お問い合わせください。

問合せ先：町民課（住民担当） TEL0865-64-3112

国民年金

国民年金は、日本国内にお住まいの 20 歳以上 60 歳未満のすべての方が加入しなければなりません。

■加入

20 歳になると、国民年金への加入が義務づけられます。学生や自営業の方、お勤めをされていても勤務先で厚生年金（共済年金）に加入していない方は国民年金への加入が必要です。

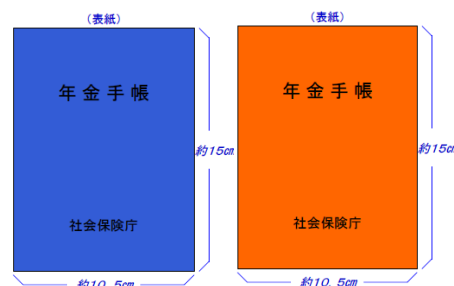
（加入種別）

- ・第 1 号被保険者：自営業や学生の方
- ・第 2 号被保険者：会社員や公務員の方
- ・第 3 号被保険者：会社員や公務員（第 2 号被保険者）に扶養されている配偶者の方

■届出

次のような場合は 14 日以内に届出が必要です。必要書類を持参して手続きを行ってください。

- 会社などをやめたとき
年金手帳、印鑑（認印）、離職票（社会保険資格喪失連絡票）
- 住所または氏名が変わったとき
年金手帳
- 海外に居住するとき・海外から帰国したとき
年金手帳
- 会社に就職して第 2 号被保険者になったとき
年金手帳、印鑑（認印）、新しく作成された健康保険証



■国民年金保険料

第 1 号被保険者または任意加入者が納める国民年金保険料は、日本年金機構から直接納付書が送付され、全国の金融機関等を通じて納付します。保険料は、年齢、性別、収入に関わらず全国一律の金額となります。

令和 2 年度国民年金保険料：月額 16,540 円

■保険料の免除制度

◆申請免除

国民年金保険料を納めることが困難な場合には、国民年金保険料免除（全額免除・4 分の 3 免除・半額免除・4 分の 1 免除・納付猶予）制度があります。

ただし、本人・配偶者・世帯主の前年所得の審査があります。

免除の期間は、7 月分から翌年 6 月分までです。

4 分の 3 免除、半額免除、4 分の 1 免除については、減額された保険料を納付しないと免除は無効（未納と同じ）になりますのでご注意ください。

◆法定免除

生活保護法による生活扶助や障がい年金（２級以上）を受けている方は、国民年金法で定められた免除規定に該当するため、免除該当届の提出が必要です。

◆学生納付特例制度

学生で所得が少ないために国民年金保険料の納付が難しいときは、「学生納付特例」の制度があります。

被保険者が国民年金法で定める学生（一部この制度の対象とならない学校があります。）の場合は、申請をして認められると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、４月から翌年３月までとなります。

※納付特例期間は、年金の受給資格期間にはなりませんが、追納しない限り、老齢基礎年金額の計算には入りません。

※「学生納付特例」の申請は毎年必要です。

◆若年者納付猶予制度

学生以外で 20 歳代の所得の低い若者に対し、申請により保険料を後払いできる制度です。承認は年度（７月～翌年６月）ごとになります。一度申請をされますと、毎年度自動的に審査され、必要な要件を満たす場合は引き続き承認されます。



■年金の給付

●老齢基礎年金

満 65 歳から受け取る年金で、25 年以上加入した方が 40 年間保険料を納付した場合に満額を受け取ることができます。

●障がい基礎年金

国民年金加入中の病気やケガなどが原因での障がいにより支給されます。

●遺族基礎年金

国民年金加入者が亡くなって、残された子のある妻、子に支給されます。



※それぞれ、加入年数や保険料の納付期間などの要件があります。保険料は納め忘れないようにしましょう。

問合せ先：町民課（住民担当）
倉敷西年金事務所
ねんきんダイヤル

Tel0865-64-3112
Tel086-523-6393
Tel0570-05-1165（ナビダイヤル）



国民健康保険

国民健康保険（国保）には、会社の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方を除くすべての方が加入します。国保は里庄町が保険者となり運営しています。

病気やケガなどで医療費を負担しなければならないときに、お互いが助け合うために所得や国保加入者数に応じた保険税を出し合い、医療費の負担を軽くする制度です。

■国保に加入するとき、やめるとき

届出は 14 日以内に行う必要があります。また、届出の際には本人または代理人の本人確認書類（P.10 参照）を持参してください。

	こんなとき	届出に必要なもの
国保に加入するとき	転入したとき	転出証明書
	会社等の健康保険をやめたとき	離職票（社会保険資格喪失連絡票）
	子どもが生まれたとき	出生届
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
国保をやめるとき	転出したとき	国保の保険証
	会社等の健康保険に加入したとき	国保の保険証、健康保険証
	生活保護を受け始めたとき	国保の保険証、保護開始決定通知書
	死亡したとき	死亡届、国保の保険証
その他	住所・氏名が変わったとき	国保の保険証
	世帯を一緒にするときまたは分けるとき	国保の保険証
	保険証をなくしたとき	
	修学で町外に転出するとき	国保の保険証、在学証明書または学生証

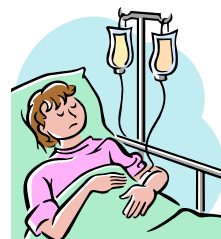
※国保への加入の届出が遅れると、保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担となります。また、国保に加入したときに、加入資格を得た時点まで遡って国民健康保険税を納めることになります。

会社等の保険に加入した場合の切り替えの手続きが遅れると、それまでの国民健康保険税をいったん納めていただくことになります。（届出があった時点で税金を再計算して還付することとなります。）

■療養の給付

病気やケガで診療を受けるとき、国保の保険証などを医療機関等へ提示すれば医療費の 1 割～3 割（一部負担金）を支払うだけで診療が受けられます。

- ・義務教育就学前：2 割負担
 - ・義務教育修学後から満 70 歳未満：3 割負担
 - ・満 70 歳以上満 75 歳未満：2 割負担
- ※現役並み所得者は 3 割負担



■国民健康保険税（国保税）

その年度の医療費の総額を推計し、国などの補助金などを差し引いた額を国保税として各世帯に割り当てます。



●国保税の決め方

次の3つの計算方法により、一世帯当たりの国保税を決定します。

◆国保税税率（令和2年度）

区分	医療	後期支援	介護（40～64歳）
①所得割	7.4%	2.2%	2.1%
②均等割（1人）	23,000円	9,500円	9,500円
③平等割（1世帯）	19,000円	6,500円	6,000円
限度額	630,000円	190,000円	170,000円
※所得金額から差し引く額：基礎控除額 33万円 計算方法：医療分（①＋②＋③）＋後期高齢者支援金分（①＋②＋③） ＋介護分（①＋②＋③）			

※所得の低い方は、世帯の所得に応じて国保税（均等割・平等割）の軽減措置が受けられる場合があります。

※後期高齢者医療制度に移る75歳以上の方と世帯を同一にする74歳以下の国保被保険者となる方などは、負担が急に増えないよう各種の軽減措置が受けられます。

※倒産や解雇などの事業主の都合で離職をした方が国保に加入した場合、国保税の軽減が受けられる場合があります。

●国保税の納め方

国保税を納めるのは世帯主です。世帯主が国保に加入していない場合でも、国保税を納付する義務は世帯主にあります。里庄町から送付される納付書または口座振替で納付していただきます。

●国保税を滞納すると…

国保税の未払いが長期間続くと保険の給付が受けられなくなったり、医療費を全額自己負担しなければならなくなったりします。

①督促状などの送付

保険証の有効期間が短くなります。（「短期被保険者証」の交付）



②1年以上滞納すると

「被保険者資格証明書」が交付されます。

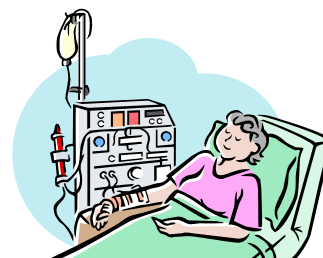
医療費の支払いがいったん全額自己負担となります。



③1年6か月以上滞納すると

保険給付が一時差し止められます。

差し止められた保険給付額が滞納した国保税に充てられる場合もあります。



問合せ先：町民課（住民担当） TEL0865-64-3112（資格・給付）
町民課（税務担当） TEL0865-64-3113（国保税）

後期高齢者医療

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の方全員と一定の障がいがあると認定された 65 歳以上の方が加入する高齢者の医療制度で、県内すべての市町村が加入する岡山県後期高齢者医療広域連合が主体となり、市町村と協力して運営しています。

■手続き

区 分	必要なもの
満 75 歳以上の方	手続き不要 (誕生日の前月までに被保険者証を郵送)
満 65 歳以上で障がい認定を受けるとき	障がいの状態がわかる書類 (身体障がい者手帳等)
県外から転入したとき	負担区分の証明書、障がい認定証明書 (前住所地の市町村での交付)
県内の他市町村から転入したとき	後期高齢者医療被保険者証

■保険証

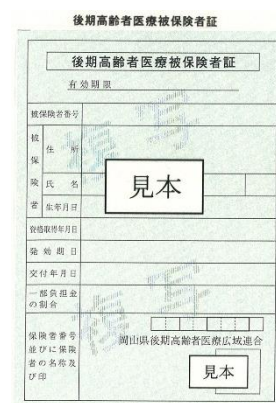
後期高齢者医療被保険者証が一人ひとりに交付されます。

■医療費の負担割合

医療費の自己負担割合は、一般の方は 1 割負担、現役並み所得者の方は 3 割負担です。

■保険料

保険料は、全員が納めます。これまで保険料負担のなかった健康保険などの被扶養者だった方も保険料を納めることになります。



●保険料率 (令和 2・3 年度)

$$\text{一人当たりの保険料 (限度額 64 万円)} = \text{均等割額 46,600 円} + \text{所得割額 (所得 - 33 万円) } \times 9.17\%$$

※所得の低い方は、世帯の所得に応じて保険料の均等割額の軽減措置が受けられる場合があります。

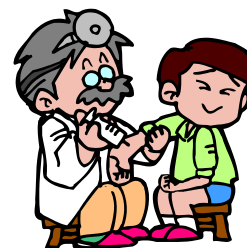
問合せ先：町民課 (住民担当) Tel0865-64-3112 (資格・給付)
町民課 (税務担当) Tel0865-64-3113 (保険料)
岡山県後期高齢者医療広域連合 Tel086-245-0090



公費医療

■小児医療費

中学校3年生までの子どもを対象に、医療機関を受診する際に保険適用医療分について、自己負担の支払いが不要になります。



●対象者

里庄町に住民登録のある中学校3年生までの子ども

●手続き

健康保険証（対象となる子どもの分）、印鑑を持参の上、受給資格者証の申請手続きを行ってください。

■心身障がい者医療費

一定の障がいがある方に対して、医療費の一部を助成する制度です。世帯の所得に応じて月の負担上限額が定められます。



●対象者

里庄町に住民登録のある一定の障がいのある方

- ・身体障がい者手帳1級または2級を所持している方
- ・療育手帳のA判定を所持している方
- ・身体障がい者手帳3級と療育手帳B判定の両方を所持している方

※ただし、65歳以上で上記の資格を取得した場合は対象となりません。

※所得制限（本人及び扶養義務者）があります。

●手続き

障がい者手帳、健康保険証（世帯全員分）、課税・非課税証明書（対象の方）、印鑑を持参の上、受給資格者証の申請手続きを行ってください。

■ひとり親家庭等医療費

ひとり親家庭等で子どもを養育している方と子どもの医療費の一部を助成する制度です。世帯の所得に応じて月の負担上限額が定められます。

●対象者

里庄町に住民登録のある18歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の方

※ただし、所得税が非課税の方に限ります。

●手続き

健康保険証（世帯全員分）、戸籍謄本（里庄町以外に本籍地がある場合）、課税・非課税証明書（対象の方）、印鑑、在学証明書（申請年度に児童が18歳年齢到達の場合）を持参の上、受給資格者証の申請手続きを行ってください。



問合せ先：健康福祉課 Tel0865-64-7211

介護保険

介護保険制度は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、いつまでも自立した生活を送れるよう支援する制度です。

■加入者（被保険者）

区分	第1号被保険者	第2号被保険者
対 象 者	満 65 歳以上の方	満 40 歳～満 64 歳以下の医療保険に加入している方
保険給付の対象者	入浴や食事などの日常生活動作で介護が必要になった方	16 種類の病気（特定疾病）によって介護が必要になった方
介護保険料の決め方	所得に応じて9段階に設定	報酬額に比例した負担
介護保険料の納め方	○年金額が 18 万円以上（月額 1 万 5 千円以上）の方は原則として年金から天引き（特別徴収） ○その他の方は、納付書または口座振替で支払い（普通徴収）	加入している医療保険の保険料と合わせて納付

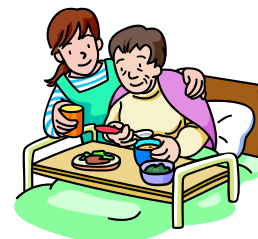
■介護サービスの利用

介護保険のサービスを利用するためには、健康福祉課で要介護認定の申請を行い、認定を受ける必要があります。

① 要介護認定の申請

申請に必要なもの

- ・要介護・要支援認定申請書（健康福祉課窓口にあります。）
- ・介護保険被保険者証
- ・健康保険被保険者証（第2号被保険者のみ）



② 要介護認定

認定調査員が訪問し、心身の状況について聞き取り調査をします。

主治医から医師の意見書を取り寄せ、認定調査結果と主治医意見書から介護認定審査会において要支援・要介護等の判定を行います。

③ 結果の通知

審査会の結果を基に、認定結果通知書と介護保険被保険者証を送付します。

④ 介護サービスの選択

認定を受けた方は、次のサービスを利用することができます。

- ◆要介護 1～5 → 介護サービス（居宅サービスまたは施設サービス）
- ◆要支援 1・2 → 介護予防サービスまたは総合事業
- ◆非該当（自立） → 一般介護予防事業

■サービスの利用料

- ・原則として費用の1割、2割または3割を負担します。
- ・施設利用の場合は、利用料のほかに食費や居住費、日常生活費が必要です。

※介護予防サービス、居宅（在宅）サービスは、要介護度に応じて利用できる限度額が決められています。（限度額を超えてサービスを利用したときは、超えた分が全額自己負担となります。）

■介護保険料（65歳以上の方）

65歳以上の方の介護保険料は、里庄町の介護サービス費用がまかなえるよう算出された基準額をもとに、住民税の課税状況や前年の所得等に応じて決められます。

【介護保険料】（平成30年度～令和2年度） **※介護保険料額は、3年ごとに見直されます。**

所得段階	対象となる方	保険料（年額）
第1段階	・生活保護被保護者の方 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方 ・世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	18,720円
第2段階	・世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の方	31,200円
第3段階	・世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える方	43,680円
第4段階	・世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人が町民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	56,160円
第5段階	・世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人が町民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える方	62,400円
第6段階	・本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の方	74,880円
第7段階	・本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	81,120円
第8段階	・本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	93,600円
第9段階	・本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が300万円以上の方	106,080円

■介護保険料の納め方

年金を受給されている方は、年金から保険料を天引する特別徴収が原則となりますが、特別徴収が始まるまでに少なくとも6か月の日数を要しますので、それまでは里庄町から送付される納付書または口座振替により納付していただきます。（普通徴収）

※災害などにより財産を失ったり、著しい損害を受けたときや、収入が著しく減少したときには、保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。

■保険料を滞納すると…

特別な事情がないのに保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、利用したサービス費用の利用者負担割合が3割または4割になる措置がとられます。

問合せ先：健康福祉課 TEL0865-64-7211（資格・給付・相談）
 地域包括支援センター TEL0865-64-7232（相談・マネジメント）
 町民課（税務担当） TEL0865-64-3113（保険料）

障がいのある方



■障がい者手帳

福祉制度や各種サービスを利用するために必要なものです。

●身体障がい者手帳

身体に障がいのある方に交付されるもので、障がいの程度等によって1級から6級までに区分されています。

●療育手帳

知的に障がいのある方に交付されるもので、障がいの程度等によってA（最重度～重度）またはB（中～軽度）に区分されています。ただし、都道府県によっては手帳の名称や区分表示が異なる場合があります。

●精神障がい者保健福祉手帳

精神に障がいのある方に交付されるもので、障がいの程度によって1級から3級までに区分されています。

※住所を変更した際には、各種手帳の住所変更手続きが必要となります。

■障がい福祉サービス

障がいのある方が、その障がいの程度の区分により、介護や訓練などの福祉サービスを受けることができます。

福祉サービスを利用するには、支給申請をして支給決定を受ける必要がありますので、ご希望の方はご相談ください。

就労継続支援B型事業所 里庄町「四つ葉の家」

就労継続支援B型事業所 里庄町「四つ葉の家」は、一般就労が難しい障がいのある方の就労や創作活動の機会の提供場所として、（社福）里庄町社会福祉協議会が運営しています。

利用者は現在20名で、箸入れなどの軽作業を行うとともに、レクリエーション活動も行っています。

【所在地】里庄町大字里見 2626-2（里庄中学校南側）

【連絡先】TEL0865-64-1070



■その他のサービス

自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）、補装具費の支給、日常生活用具費の給付などのサービスを利用できる場合がありますので、ご相談ください。

■相談窓口

サービスや福祉制度に関することなど、健康福祉課または笠岡市・里庄町相談支援センター（TEL0865-69-2030）へお気軽にご相談ください。

問合せ先：健康福祉課 TEL0865-64-7211

各種健診・検診

■健康診査（健診）・各種検診

健診・各種検診については、年度の当初に地区の愛育委員さんから検診申込書を配布しますので、愛育委員さんまたは健康福祉課まで検診申込書を提出してください。

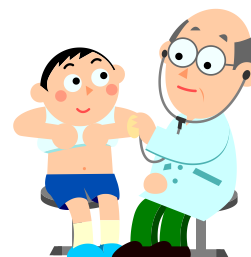
- 特定健康診査
- 後期高齢者健康診査
- 30 歳代の健康診査
- 骨粗しょう症検診
- 腹部超音波検診
- 胃がん検診（X 線、内視鏡）
- 大腸がん検診
- 前立腺がん検診
- 肝炎ウイルス検査
- 胸部（結核・肺がん）検診
- 子宮がん・乳がん検診（マンモグラフィ検診・乳房超音波検診）
- 胃がん ABC 検診（ピロリ菌検査）



■子どもの健診

次の健診を実施しています。対象の方へはご案内を送付します。

- 乳児健診
- 1 歳児健診、1 歳 6 か月児健診
- 2 歳児・2 歳 6 か月児歯科健診
- 3 歳児健診
- 4 歳児歯科健診

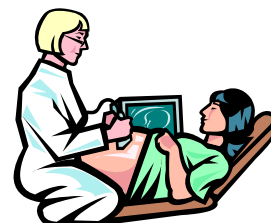


※健診・検診の日程は広報等でお知らせしますのでご確認ください。

■妊婦の健診

妊娠届出時に母子健康手帳とともに妊婦一般健康診査等依頼票、妊婦歯科健診受診票を交付しています。

- ・基本健診：14 回
- ・血液検査：2 回
- ・超音波検査：4 回
- ・クラミジア抗原検査：1 回
- ・歯科健診：1 回
- ・B 群溶血性レンサ球菌（GBS）検査：1 回



既に母子健康手帳の交付を里庄町以外で受けており、里庄町に転入された方については、母子健康ガイドの未使用受診券を交換させていただきます。

※助産所や里帰り等で県外の医療機関（里庄町が契約していない医療機関）を利用する場合は、町が定める額を上限として健診費用が償還払いされます。（妊婦歯科健診は、町内歯科医療機関の受診に限ります。）助産所や県外の医療機関で受診された方は、申請書に記入の上、医療機関発行の領収書、受診券を添えて申請してください。

問合せ先：健康福祉課 TEL0865-64-7211

児童手当・児童扶養手当



① 児童手当

児童手当は、児童の家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援することを目的としています。

■対象者（受給者）

中学校修了前の児童を養育している保護者で次の(1)及び(2)に該当する方
公務員の場合は勤務先から支給されます。

(1) 父または母で、世帯の生計維持者

※両親ともに収入がある場合は、原則として恒常的に収入の高い方

(2) 里庄町に住民登録のある方

■認定請求

児童手当認定請求書に次のものを添えて提出してください。

(1) 国民年金以外の方は健康保険証のコピーか年金加入証明書（勤務先証明）

(2) 児童が里庄町以外に住民登録がある場合は、その児童の属する世帯全員の住民票（省略無し）

(3) 通帳（振込先（受給者名義）の金融機関・支店・口座種別・口座番号）

※(1)・(2)の取得に時間のかかる場合は先に認定請求書を提出してください。

(1)・(2)の提出があるまで保留扱いとなります。

請求の翌月からの支給となります。（転入の場合は転出予定日、出生の場合は出生日から15日以内に請求すれば、月をまたがっていても、転出予定日、出生日の翌月から支給となります。）

■額改定請求（増額・減額）

2人目以降のお子様が生まれたら児童手当額改定認定請求書を提出してください。

請求の翌月からの増額となります。（出生の場合は出生日から15日以内に請求すれば、月をまたがっていても、出生日の翌月から増額となります。）

■現況届

児童手当を受給中の方は、毎年6月に「現況届」を提出する必要があります。

現況届を提出することによって、その年の6月分から翌年の5月分までの手当を受給できるかどうかの審査が可能になります。この届出が無い場合、児童手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。なお、提出の時期になりましたら、該当の方には町から「現況届」の用紙をご自宅に郵送します。6月末までに提出してください。

■受給事由の消滅

次に該当する場合は、受給事由消滅届を提出してください。

(1) 児童の生計を維持しなくなった場合

(2) 児童を監護しなくなった場合

(3) 児童が死亡した場合

(4) 受給者が里庄町外へ転出した場合（転出先の市区町村で受給してください。）

(5) 受給者が公務員となった場合（勤務先で受給してください。）

■支給手当額

児童の年齢	児童手当月額（所得制限限度額未満）	特例給付 （所得制限限度額以上）
3歳未満	15,000 円	一律 5,000 円
3歳以上 小学校修了前	10,000 円（第3子以降は 15,000 円） ※第3子以降とは、18歳に達する最初の 3月31日までの間にある児童のうち、3 番目以降の児童をいいます	
中学生	10,000 円	

※6月・10月・2月の年3回、前月分までの支給対象分を振込します。

※所得制限があります。

●所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安 ※
0人	622.0 万円	833.3 万円
1人	660.0 万円	875.6 万円
2人	698.0 万円	917.8 万円
3人	736.0 万円	960.0 万円
4人	774.0 万円	1,002.1 万円
5人	812.0 万円	1,042.1 万円

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

◆里庄町へ転入の際には、転入届と併せて手続きします。

問合せ先：健康福祉課 Tel0865-64-7211



② 児童扶養手当

両親の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない児童の健やかな成長のため、生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図ることを目的として支給する手当です。離婚等で、18歳に達する日以後、最初の3月31日を迎えるまで（一定の障がいがある場合は20歳になる前日）の期間にある児童を監護している母、監護し、かつ生計を同じくしている父、または父母以外で児童を養育している方（児童と同居し、監護し生計を維持している方）に支給されます。ただし、所得制限があります。

問合せ先：健康福祉課 Tel0865-64-7211



保育所

保育所は、保護者が勤めや病気などのために、日中ご家庭で保育できないお子さんを保護者に代わって心身ともに健やかに育成する児童福祉施設です。

保育所は国が定める基準に基づいて運営されています。

■入所の要件

里庄町に在住し、かつ、保護者が次のような事情により日中ご家庭で保育できない場合に入所できます。同居の家族の方がお子さんの保育をできる場合には入所できません。

- (1) 保護者が仕事をしている場合
(産休・育休中の方は復帰予定月の前月から入所可能)
- (2) 死亡、行方不明、拘禁等の理由で保護者がいない場合
- (3) 保護者が病気、出産、その他心身に障がいがある場合
(出産の場合は、予定月を挟んでその前後2か月ずつが限度)
- (4) 保護者が、病気の方などの世話や介護をしている場合
- (5) 火災・風水害・地震等の災害で、家を失ったり破損し、その復旧の間児童の保育ができない場合
- (6) 保護者がこれから仕事を始める場合
(入所後3か月以内に就労証明書の提出ができることが要件)
- (7) その他どうしても家庭で保育できない事情がある場合



■入所申込み

●4月1日からの入所

毎年11月の1か月間で新年度の入所申込みの受付を行っています。(毎年度の募集日程等は広報紙や回覧でお知らせします。)

●年度途中の入所

申込みは随時受け付けますが、保育所に余裕がある場合に入所が可能です。

※各保育所の入所状況(空き状況)等は、事前にご確認ください。

■町内の保育所

保育所		住所	電話番号	定員	開所時間	入所可能 月年齢
私立	かすみ保育園	里庄町新庄 1110	(0865) 64-2204	200人	7:00~18:00 延長保育 18:00~19:00	3か月~
私立	里見保育園	里庄町里見 7701-1	(0865) 64-2266	120人	7:00~18:00 延長保育 18:00~19:00	6か月~

■保育料

保育所の運営に要する費用は、保育料によって賄われることになっていますが、国・県・町がその不足分を負担しています。

保育料は、児童福祉法により保護者等扶養義務者に負担していただくもので、入所と同時に納付義務が生じます。その額は世帯にかかる市区町村民税の課税状況に応じて決まり、一律ではありません。（生活保護世帯は免除）

なお、幼児教育・保育の無償化に加え、町独自の施策として、0歳から2歳の子どもの保育所等における2人目以降の保育料を無料としています。

【令和2年度保育料基準額表】

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料基準額（月額）	
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円
第3階層	市町村民税のうち均等割額のみの課税世帯	15,000円	0円
第4階層	市町村民税のうち所得割額が48,600円未満の世帯	17,000円	0円
第5階層	市町村民税のうち所得割額が48,600円以上52,200円未満である世帯	19,000円	0円
第6階層	市町村民税のうち所得割額が52,200円以上69,000円未満である世帯	27,000円	0円
第7階層	市町村民税のうち所得割額が69,000円以上97,000円未満である世帯	29,000円	0円
第8階層	市町村民税のうち所得割額が97,000円以上169,000円未満である世帯	39,000円	0円
第9階層	市町村民税のうち所得割額が169,000円以上301,000円未満である世帯	44,000円	0円
第10階層	市町村民税のうち所得割額が301,000円以上である世帯	44,000円	0円

※所得割額は保護者の所得割額の合計額となります。

※所得割額は住宅取得控除及び配当控除等の税額控除の適用を受ける前の額となります。

※4月から8月までは令和元年度市町村民税の所得割額、9月以降は令和2年度市町村民税の所得割額を基に階層区分を決定します。

○保育料の減免

- ・3歳以上の児童又は3歳未満の児童のうち非課税世帯の児童の保育料は無料となります。
- ・保護者が扶養する第3子以降の3号認定子ども（0～2歳）の保育料は無料となります。
- ・所得割額57,700円未満の世帯について、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- ・同一世帯から2人以上の児童が幼稚園又は保育所等に入所している場合において、2人目以降が保育所に入所している際には、2人目以降の保育料は無料となります。
- ・母子世帯等で、第2階層から第6階層及び第7階層のうち市町村民税の所得割額が77,101円未満に該当する世帯等の保育料は無料となります。

問合せ先：健康福祉課 TEL0865-64-7211

幼稚園・小学校・中学校

① 幼稚園

幼稚園は、町立の東幼稚園、西幼稚園が2園あります。

子どもたちののびのびと健やかな成長を願って、自由な空気に包まれた幼児教育が展開されています。

■入園

町内在住の4・5歳児を対象に、毎年、園児を募集します。

毎年11月の1か月間で次年度の入園申込みの受付を行っています。募集日等は広報誌や回覧でお知らせします。

■幼稚園保育料

無料

■年度途中の入園手続き

教育委員会事務局へご相談ください。

■町内の幼稚園



幼稚園名		所在地	電話番号	保育時間
町立	里庄東幼稚園	里庄町里見 6606-3	(0865) 64-2379	8:30~15:00 ※水曜日は8:30~11:40
町立	里庄西幼稚園	里庄町新庄 5774	(0865) 64-2202	8:30~15:00 ※水曜日は8:30~11:40

■預かり保育

クラブ名	所在地	電話番号	利用時間
里庄東キッズ クラブ	里庄町里見 6606-3	(090) 9738-4015	15:00~18:00 ※水曜日は11:30~
里庄西キッズ クラブ	里庄町新庄 5774	(0865) 64-3880	15:00~18:00 ※水曜日は11:30~

両園ともに、18:00までの預かり保育を実施しています。

※詳細については、教育委員会事務局へお問い合わせください。

問合せ先：教育委員会事務局 TEL0865-64-7212



② 小学校

小学校は、町立の東小学校、西小学校が2校あります。

東西の両学校には、冷暖房付きの大食堂も完備。給食時には、ここで全校児童が集まって会食するなど、触れあいや人格形成に役立つユニークなプログラムが取り入れられており、全国でも注目されています。

■入学

入学通知は、毎年1月末日までに該当する町内在住の年長児の保護者の方へ送付します。

入学の前年には、教育委員会が実施する就学時健康診断を必ず受けてください。

■転入学手続き

町民課で転入の手続きを済ませた後、教育委員会事務局へ届け出てください。

里庄町では、居住地により通学する学校を指定しており、原則として、通学区域以外の学校へは就学できません。ただし、やむを得ない事情があり、指定された学校以外への就学を希望する場合は、「区域外就学」等の申請が認められる場合がありますので、教育委員会事務局へご相談ください。

■町内の小学校（学区）

小学校名		所在地	電話番号	通学区域
町立	里庄東小学校	里庄町里見 6610	(0865) 64-2013	里見、新庄（一部）
町立	里庄西小学校	里庄町新庄 5534	(0865) 64-2012	浜中、新庄、里見（一部） 新庄グリーンクレスト

■学童保育

クラブ名	所在地	電話番号	受入児童
きらきらクラブ (里庄東小学校)	里庄町里見 6610	(0865) 64-7101	1～6年生
パンダクラブ (里庄西小学校)	里庄町新庄 5534	(0865) 64-5852	1～6年生

※詳細は、各クラブへお問い合わせください。

問合せ先：教育委員会事務局 TEL0865-64-7212



③ 中学校

中学校は、町立の中学校が1校あります。

里庄中学校では、青少年赤十字（JRC）に加盟し、「気づき、考え、実行する」をスローガンに、様々な活動を通して、友好親善の精神を養う教育が実施されており、生徒の可能性を大きく広げていきます。

■入学

入学通知書を、教育委員会事務局から毎年1月末日までに小学校6年生全員の保護者の方へ送付します。

■転入学手続き

町民課で転入の手続きを済ませた後、教育委員会事務局へ届け出てください。

里庄町では、居住地により通学する学校を指定しており、原則として、通学区域以外の学校へは就学できません。ただし、やむを得ない事情があり、指定された学校以外への就学を希望する場合は、「区域外就学」等の申請が認められる場合がありますので、教育委員会事務局へご相談ください。

■町内の中学校

中学校名		所在地	電話番号	通学区域
町立	里庄中学校	里庄町里見 2535	(0865) 64-2004	町内全域



問合せ先：教育委員会事務局 Tel0865-64-7212

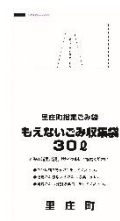
ごみ・リサイクル・飼い犬・町営墓地

■ごみの出し方

家庭ごみは、各分館のごみステーションへ出していただくことで、収集日に収集を行います。収集日は「里庄町家庭ごみの出し方ガイドブック」へ記載していますので、ご確認ください。なお、ごみステーションの場所等については、各分館の分館長さん（アパートの方は大家さん）等へご確認ください。

燃えるごみ、燃えないごみは、必ず町指定袋で出してください。

区分	大きさ	販売価格（税込）
燃えるごみ （黄色の袋）	45ℓ	225円／10枚
	30ℓ	150円／10枚
	20ℓ	100円／10枚
燃えないごみ （透明の袋）	30ℓ	150円／10枚
	20ℓ	100円／10枚



※指定ごみ袋は町内の販売店

■資源ごみの分別収集・資源ごみ専用収集庫（ストックヤード） でお求めください。

毎月第1・2・3・4月曜日、火曜日または水曜日に、資源ごみの分別収集を実施しています。リサイクルの推進にご協力ください。

収集地区（曜日）は「里庄町家庭ごみの出し方ガイドブック」をご覧ください。

なお、収集場所については、各分館の分館長さん等へご確認ください。

また、町ではごみの減量化およびリサイクルを推進するため、町内の家庭から出る資源ごみを常時持ち込むことができる施設として、町内3箇所にストックヤードを設置しています。

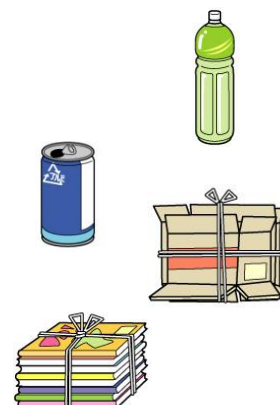
【曜日別資源ごみ収集品目】

第1・3月曜日・火曜日・水曜日：缶（アルミ・スチール）紙類（新聞、雑誌・その他紙、紙パック、段ボール）、古布

第2・4月曜日・火曜日・水曜日：びん（無色・茶色・緑色・その他の色）、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装

【ストックヤード設置場所】

- ・里庄町役場（役場南側駐輪場）
- ・仁科会館（駐車場内）
- ・里庄町東公民館（駐車場内）



■粗大ごみの直接搬入・有料による粗大ごみ収集制度

町指定のごみ袋に入らないごみは、町では収集していませんので、処理場への直接搬入をお願いします。

また、処理場への直接搬入が難しい方のために、有料で粗大ごみを収集業者がごみステーションまたは自宅敷地内まで収集に来てくれる制度も実施しています。

※家電リサイクル法対象品目など町で収集できないものは、直接搬入および有料による粗大ごみ収集制度による収集もできません。

※小型家電については、リサイクル事業を実施しています。(P.34 参照)

直接搬入の方法および有料による粗大ごみ収集制度の申込み方法については、「里庄町家庭ごみの出し方ガイドブック」をご覧ください。(里庄町ホームページからダウンロードできます。)

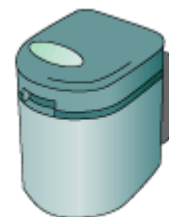


■家庭用生ごみ処理機器等設置補助制度

燃えるごみの大部分を占めるのが家庭からの生ごみです。里庄町では、家庭から出る生ごみの減量を目的として、電気式の家庭用生ごみ処理機器やコンポスト等の設置補助を行っています。

●補助対象者

- ・町内に住所を有すること
- ・町税などを完納していること
- ・町内に機器を有し、かつ、適正な管理ができること



●補助金額

電気式の家庭用生ごみ処理機器：機器 1 基につき、購入費用の半額(上限 30,000 円)

コンポスト等：機器 1 基につき、購入費用の半額(上限：3,000 円)

●補助基数

電気式の家庭用生ごみ処理機器：1 世帯当たり 1 基まで

コンポスト等：1 世帯当たり 2 基まで

※全ての機器等について、購入補助制度利用後 5 年を経過している場合は、再度補助購入に係る補助を受けることができます。

●必要書類

機器購入後に、申請書兼実績報告書、購入店での販売証明書等を町民課へ提出してください。(様式は里庄町ホームページからダウンロードできます。)

■使用済小型家電の回収・リサイクル事業

里庄町では、家庭の携帯電話やデジタルカメラなどの使用済小型家電に含まれるレアメタル等の貴重な資源を有効活用し、ごみの減量を図り、最終処分場の延命化を図るため、使用済小型家電の回収・リサイクル事業を実施しています。

回収は、町内の公共施設に専用の回収ボックスを設置しています。

●回収ボックス設置場所（5箇所）

- ◆役場庁舎 ◆仁科会館（西公民館） ◆東公民館
- ◆里庄町立図書館 ◆老人福祉センター（中央公民館）

●回収する品目

(1) 回収ボックス投入口（35 cm×15 cm）に入る使用済小型家電

（例）携帯電話・PHS、ビデオカメラ、電話機、デジタルカメラ、デジタルオーディオプレーヤー、USBメモリ、電子辞書、DVDプレーヤー、ICレコーダ、カーナビ、カーオーディオ、携帯型ゲーム機、リモコン など

(2) 回収ボックス投入口に入らない小型家電は役場窓口で回収します。（開庁日のみ）

（例）プリンタ、家庭用パソコン、ミニコンポ、ビデオデッキ、電気掃除機
扇風機、炊飯器、電子レンジ、ジャーポット、空気清浄機 など



●注意事項

- ・携帯電話などの個人情報には事前に消去してください。
- ・一度回収した小型家電を返却することはできませんのでご注意ください。
- ・回収ボックスへの投入は、各施設の開館日・開館時間内をお願いします。
- ・事業活動に伴うものや家電リサイクル法対象品目（冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機）は対象外です。

■水銀使用廃製品の拠点回収

里庄町では、水銀による環境の汚染を防止するため、水銀使用廃製品の拠点回収を実施しています。

回収は、役場窓口で行っています。（開庁日のみ）

●回収する品目

蛍光管、蛍光灯、乾電池、ボタン電池、水銀体温計、水銀血圧計 など

●注意事項

- ・事業活動に伴うものは対象外です。
- ・充電式電池、LED電球、白熱球、電子式体温計、電子式血圧計などは対象外です。

■飼い犬の転入届

前の住所地で登録をしていた犬と一緒に里庄町に転入する場合は、飼い犬の転入届（登録事項変更届）を提出してください。

●手続きに必要なもの（登録事項変更）

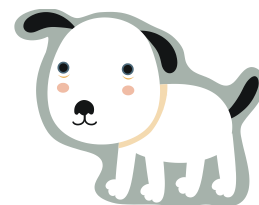
- ・登録事項変更届（里庄町ホームページからもダウンロードできます。）
- ・前住所地で交付された鑑札
- ・印鑑

※前の住所地で交付された鑑札と引き替えに里庄町の鑑札を交付し、里庄町の台帳に登録します。鑑札を紛失している場合は、再交付の取扱いとなりますので、再交付手数料（1,600 円）が必要となります。

前住所地で登録していない場合または新たに犬を飼い始める場合は、新規での登録が必要となります。

●手続きに必要なもの（新規登録）

- ・犬の登録申請書（里庄町ホームページからダウンロードできます。）
- ・印鑑
- ・登録手数料（3,000 円）



※狂犬病予防法により、犬の飼い主には、飼い犬の一生に 1 回の登録と年 1 回の狂犬病予防注射の接種が義務づけられています。

※ペット動物を飼う際には、マナーを守って、周囲の迷惑にならないようにしましょう。

■町営墓地

里庄町では、次の町営墓地を設置し、管理・運営を行っています。

●名称

里庄町営墓地「里庄町やすらぎ霊園」

●所在地

里庄町大字新庄 5126 番 2（県道大島中新庄線沿）

●総区画数

300 区画（4㎡：120 区画、5㎡：90 区画、6㎡：90 区画）

●使用者決定済区画

168 区画（4㎡：63 区画、5㎡：43 区画、6㎡：62 区画）

※令和 2 年 12 月 1 日時点

●使用できる方

里庄町内に住所を有し、墓地を必要としている方

●使用料・管理料

（使用料）1㎡あたり 110,000 円、（管理料）年額 4,800 円（3 年度分を前納）

●使用者の募集

使用者の募集は、随時行っています。



問合せ先：町民課（住民担当） TEL0865-64-3112



① 上水道

■新たに水道を使うとき

新たに水道を使うときは使用開始届の提出が必要です。平日の業務時間内に電話等で上下水道課へご連絡ください。（休日に対応することができません。）

開栓にあたり、里庄町水道事業給水条例並びに里庄町水道事業給水条例施行規程が契約の内容となります。詳しい内容については町ホームページをご覧ください。

開栓時には、メーター取付手数料（660 円）と予納金（口径 13 mm は 3,200 円、口径 20 mm は 4,000 円）を納入してください。

■引っ越しで水道の使用を中止するとき

引っ越しの3～4日前までに上下水道課へご連絡ください。届出がないと水道を使用されていなくてもそのまま水道料金（下水道使用料）が必要となります。「お客様番号」、「ご住所・お名前」、「お引っ越し日」、「転居先」等をお知らせください。

閉栓時には、メーター取外し手数料（660 円）、その日までの使用料、予納金の還付などの精算を行います。

※土・日・祝日及び年末年始は対応できませんので、早めの連絡をお願いします。

■その他の変更

上下水道課で変更の手続きを行ってください。

- ・名義が変わるとき（所有者が変わる場合は、所有者の変更を証明できるもの（売買契約書の写し等）が必要です。）
- ・金融機関や口座番号を変更するとき



■水道料金

里庄町の水道料金は2か月ごとに検針を行い、その使用水量に基づいて、料金を算出します。検針は偶数月に行います。

●水道料金（消費税含む）

口径	基礎料金（月額）	水量料金（1 m ³ につき）	
13 mm	880 円	1 m ³ から 10 m ³ まで	10 m ³ を超えるもの
20 mm	1,100 円	82. 5 円	176 円

■水道料金の支払方法

水道料金の支払は、納付書か口座振替のどちらかとなります。

納付書払いの方は、役場出納室または町指定金融機関での支払となります。

口座振替を希望される場合は、町指定金融機関または上下水道課へ口座振替申込書を提出してください。（口座振替の方は 110 円（税込）の割引サービスの適用が受けられます。）

【口座振替が可能な町指定金融機関】

中国銀行、広島銀行、トマト銀行、玉島信用金庫、笠岡信用組合、
晴れの国岡山農業協同組合、ゆうちょ銀行

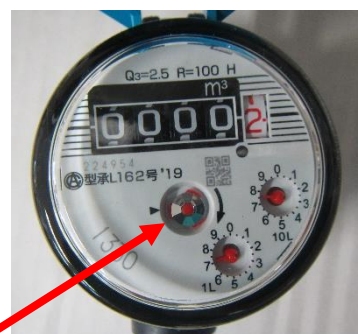
■給水工事を行うとき

給水工事を行う場合は、上下水道課または里庄町指定給水装置工事業者にご相談ください。里庄町指定給水装置工事業者については、里庄町ホームページをご覧ください。

■水道の故障・漏水

漏水の発見は、水道メーターのパイロットをご確認ください。
ご家庭の蛇口をすべて閉めて「パイロット」が回っていたらどこかで漏水しているおそれがあります。早めに漏水の調査を行い、里庄町指定給水装置工事業者にご連絡ください。

※道路等の漏水を発見した場合は速やかにご連絡ください。



パイロットマーク

② 下水道

■下水道使用料金

水道を使用されているご家庭や事業所から流した汚水は、下水道管を通して下水処理場に集められ、きれいな水にして海や川へ戻します。

このために、下水処理場の運転経費や、下水道管の清掃・修繕経費及びその建設費の一部として負担していただくのが下水道使用料です。

●下水道使用料（消費税含む）

排除した汚水の量	料金
50m ³ まで	1 m ³ につき 165 円
50m ³ を超えるもの	1 m ³ につき 170. 5 円

※下水道使用料は、水道水を使用した場合は水道の使用水量とし、水道料金と一緒に納めていただきます。

■排水設備工事を行うとき

排水設備工事を行う場合は、上下水道課または里庄町公共下水道排水設備指定工事店にご相談ください。

指定工事店については、町ホームページをご覧ください。

■下水道の正しい使い方

下水道は、自然や皆様の生活環境をより良くするための公共の財産です。里庄町の下水道は分流式ですので、下水道管には、絶対に雨水を流さないでください。

下水を流すときには、故障の原因となるような物を流さないでください。一人ひとりが十分注意して、大切に正しく使用しましょう。

【下水道使用上の注意事項】

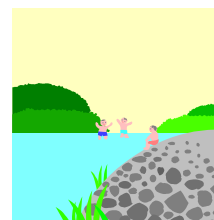
- ・水洗トイレでは、トイレットペーパー以外は流さないようにしましょう！
- ・台所では、野菜くずや残飯を流さないようにしましょう！
- ・天ぷら油やサラダ油の廃油を流さないようにしましょう！
- ・有害物質を流さないようにしましょう！



問合せ先：上下水道課 TEL0865-64-3115

③ 浄化槽

■浄化槽設置整備事業補助金制度



快適な生活と河川を守り、美しい環境をつくるため、浄化槽（合併処理浄化槽）を新しく設置する方に、その経費の一部を補助しています。

●対象区域

町内全域（ただし、下水道の認可区域を除く。）

●補助限度額

5人槽：332,000 円（延べ床面積 130 ㎡以下）

7人槽：414,000 円（延べ床面積 130 ㎡超）

10人槽：548,000 円（2つ以上の台所と風呂の設置（二世帯住宅））

※人槽は、日本工業規格「建物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準」により計算します。



●単独転換に要する費用の加算

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に伴う単独処理浄化槽の撤去に要する費用に対して、90,000 円を限度として上記の補助限度額に加算します。

また、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に伴う宅内配管工事が行われる場合の費用に相当する額を 300,000 円を限度として上記の補助限度額に加算します。

●注意事項

- ・国の内示基数枠のみ補助金を交付します。
- ・交付申請等の手続きの詳細、下水道の認可区域等については、上下水道課へご確認ください。
- ・浄化槽の設置後は、許可を受けた浄化槽保守点検業者及び清掃業者に管理を依頼し適正な維持管理に努めてください。

問合せ先：上下水道課 TEL0865-64-3115

④ し尿くみ取り

し尿のくみ取りを希望する場合は、次の許可業者へ直接申し込んでください。

●許可業者

(有)浅口清掃センター（里庄町里見）TEL0865-64-2277

(株)クリーン・システム（倉敷市玉島）TEL086-522-5100

●汲み取り料金

10 ㍲につき 80 円（10 ㍲に満たないときは 10 ㍲とみなします。）

（この料金に消費税は含んでいません。）



問合せ先：町民課（住民担当） TEL0865-64-3112

その他の手続き

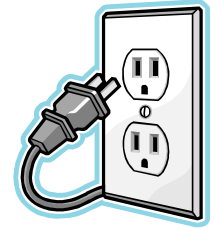


●電気

中国電力お引越し受付サービス

<http://www5.energia.co.jp/EIGYO/SSL/LW1W6010.jsp>

中国電力カスタマーセンター Tel0120-412-788（引越受付）
（倉敷営業所） Tel0120-412-717（問合せ）



●電話

NTT西日本 局番なしの「116」へ。

●ガス

各ガス会社へご連絡ください。



●ケーブルテレビ（笠岡放送(株) ゆめネット）

ケーブルテレビの視聴をご希望の方は、笠岡放送(株)へお申し込みください。

Tel0865-63-6181



●インターネット

各プロバイダへご連絡ください。

●郵便局

郵便局で転居届の用紙を受け取り、里庄郵便局へ提出するか、必要事項を記入してポストへ投函してください。受理されて1年間は転送されますので、その間に住所移転の手続きをお願いします。

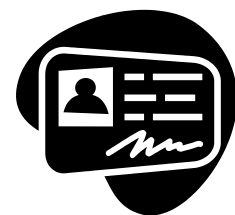
●運転免許証

新住所を確認できる書類（住民票の写しの原本等）を持参の上、最寄りの県下警察署または運転免許センターで手続きしてください。

岡山県警玉島警察署（管轄） Tel086-522-0110

岡山県警笠岡警察署 Tel0865-63-0110

岡山県運転免許センター Tel086-724-2200



里庄町の主な施設

○里庄町立図書館（里庄町大字里見 2621 TEL0865-64-6016）

平成5年に完成した里庄町立図書館は、蔵書数153,242冊（令和元年度末現在）県下有数の規模を誇っています。

開館時間

【4～11月】9:00～19:00
（ただし、日曜日・祝日は
17:00まで）

【12～3月】10:00～18:00

休館日：火曜日、第3日曜日、月末（火曜日にあたる場合は月曜日）

蔵書点検期間（3月）、年末年始

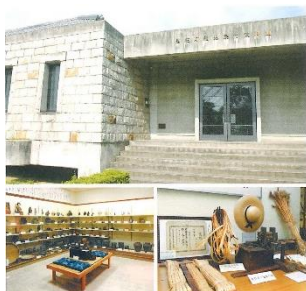


○里庄総合文化ホール「フロイデ」（里庄町大字里見 1107-2）

平成2年に誕生したホールで、愛称の「フロイデ」はドイツ語で「歓び」を意味しています。洗練された近代的な建物で、館内には1,012人収容の大ホールがあり、テレビでおなじみの芸能人や文化人を招いてのコンサートや講演会が開催されます。

催事等の詳細については、教育委員会事務局（TEL0865-64-7212）へご確認ください。

○里庄町歴史民俗資料館（里庄町大字新庄 2405 TEL0865-64-5465）



里庄町の歴史、民俗、産業等に関する資料（発掘資料、古文書、大原焼、農耕具、生活用具等）を展示し、これまでの里庄町について紹介しています。また、仁科芳雄、小川郷太郎両博士に関する資料も展示しています。

開館時間：9:00～16:00

開館日：第1・第3日曜日

入館料：無料

○仁科芳雄博士生家（仁科邸）（里庄町大字浜中 717）

仁科芳雄博士が誕生し、幼少時代を過ごした実家は、保存を目的として解体修理を施し、原型そのままに修復した後、一般に公開しています。建物の建築年代は江戸時代後期のものと推定され、建築史においても大変興味深い存在となっています。

建物内には仁科博士の幼少時代の手紙や絵など貴重な資料を展示しています。

また、毎年3月第2日曜日に、庭園内の梅を愛でる「観梅会」が開催されます。

開邸時間：10:00～16:00

開邸日：毎週日曜日（ただし、12/28～1/4は休邸）

入邸料：無料



○仁科会館（里庄町大字浜中 892-1 TEL0865-64-4888）



開館時間：9:00～17:00

休館日：月曜日、第3日曜日（ただし、12/29～1/3は休館）

入館料：無料

世界的物理学者「仁科芳雄博士」に関する諸資料などを展示・公開しています。会館内には、仁科博士に関する諸資料の展示のほか、図書室、インターネット体験ルーム、会議室などが設けられています。

この施設を拠点として、ロボットコンテスト、理研セミナー、科学講演会などを開催しています。

○つばきの丘運動公園（里庄町大字里見 2392 TEL0865-64-7266 管理事務所）



平成21年に完成した「つばきの丘運動公園」には、多目的グラウンドやウォーキングコース、こども広場、瀬戸内海まで眺望できる展望デッキなどが設けられています。

グラウンドの使用については、公園管理事務所へお申し込みください。



施設マップ



町内の医療機関

診療日・診療時間等については、
各医療機関へご確認ください。



【病院・診療所・眼科】

医療機関名	所在地	連絡先
① 国定病院	里庄町大字浜中 93-141	0865-64-3213
② にいつクリニック	里庄町大字新庄 2929-1	0865-64-3622
③ 礪川内科医院	里庄町大字新庄 1388	0865-64-2001
④ 鴨方整形外科	里庄町大字里見 5276	0865-44-6252
⑤ なかむら眼科	里庄町大字新庄 5341-1	0865-64-2222

【歯科】

医療機関名	所在地	連絡先
⑥ 宮部歯科医院	里庄町大字浜中 93-169	0865-64-5000
⑦ 原田歯科医院	里庄町大字新庄 グリーソルト 1-4	0865-64-5158
⑧ さだかね歯科医院	里庄町大字里見 9283-6	0865-64-6187
⑨ えだき歯科医院	里庄町大字里見 6228-3	0865-64-4582

医療機関マップ





里庄町役場お問合せ先一覧（直通電話番号）

夜間・休日	0865-64-3111	平日の午後5時15分から翌日午前8時30分まで及び休日 （※すべての番号が宿日直に転送されます。）
-------	--------------	--

課室名	電話番号	主な業務
総務課	0865-64-3111	情報公開、社会保障・税番号制度、消防・防災、財政、職員採用、庁舎・町有財産の管理、町営駐車場管理、入札・契約手続、選挙事務（選挙管理委員会事務局）
出納室		町税等の収納
町民課	0865-64-3112 （住民担当）	住民票、戸籍、印鑑登録、マイナンバーカード、パスポート、公的個人認証、埋火葬・火葬場使用許可、後期高齢者医療、国民健康保険（資格・給付）、国民年金、犬の登録・死亡届、狂犬病予防事業、家庭ごみ収集、リサイクル事業、公害防止、墓地
	0865-64-3113 （税務担当）	町県民税、法人町民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、町税等の徴収、納税相談、原動機付自転車等の登録・廃車
企画商工課	0865-64-3114	公聴広報、商工業振興、観光振興、交通安全、防犯対策、消費生活相談、ふるさと納税、定住促進、統計調査、人権啓発、法律相談受付
農林建設課	0865-64-7213 0865-64-7214 （建設担当）	都市計画、建築、開発行為の調整、官民境界立会、道路工事・占用許可等の申請、町道の新設改良及び維持管理、ため池・水路等の維持管理、交通安全施設の設置及び維持管理、つばきの丘運動公園の使用申請、里庄町土地開発公社
	0865-64-7215 （農林担当）	農林業振興、有害鳥獣駆除、農業委員会事務局、町民農園
上下水道課	0865-64-3115	上水道事業、公共下水道事業、家庭用合併処理浄化槽
議会事務局	0865-64-7217	議会全般
健康福祉課	0865-64-7211	生活保護、保健衛生、健康相談、健（検）診、保育所、児童手当、高齢者福祉、障がい福祉、献血、介護保険（資格・給付）、母子保健、児童虐待防止、予防接種、民生委員・児童委員、愛育委員会、こすえ会

地域包括支援センター	0865-64-7232	介護・認知症相談、権利擁護相談、介護予防に関する住民活動・地域づくり支援
国土調査室	0865-64-7216	地籍調査
教育委員会事務局	0865-64-7212	学校施設の管理、幼稚園・小学校・中学校への入学等の手続き、就学援助、公民館活動、教育相談、生涯学習の推進、スポーツ振興、青少年健全育成、文化ホール・学校施設（体育館・運動場）の利用申請、文化財保護、文化振興

外部団体（外郭団体）

団体名	電話番号	主な業務
(社福)里庄町社会福祉協議会	0865-64-7218	地域福祉、ふれあいサロン、子育て広場 共同募金・歳末募金、ボランティア 車いす・福祉車両・チャイルドシートの貸出 老人クラブ

町の主な施設等

施設名	電話番号	施設名	電話番号
介護老人保健施設 里見川荘	0865-64-6111	里庄中学校	0865-64-2004
図書館	0865-64-6016	里庄東小学校	0865-64-2013
老人福祉センター （中央公民館）	0865-64-7219	里庄西小学校	0865-64-2012
仁科会館（西公民館）	0865-64-4888	里庄東幼稚園	0865-64-2379
東公民館	0865-64-4123	里庄西幼稚園	0865-64-2202
健康福祉センター	0865-64-7211	つばきの丘運動公園	0865-64-7266
就労継続支援B型事業所 里庄町「四つ葉の家」	0865-64-1070	(公社)里庄町シルバー 人材センター	0865-64-5901

Memo

里庄町転入ガイドブック

発行日：令和２年１２月１日（第４版）

発 行：里庄町 町民課

〒719-0398 岡山県浅口郡里庄町大字里見 1107-2

Tel.0865-64-3112 FAX0865-64-3126

<https://www.town.satosho.okayama.jp>

※本ガイドブックは、令和２年１２月１日現在の情報を掲載していますが、制度等が変更されている可能性もありますので、必ず担当部署へご確認ください。